

## 株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 12 月 11 日

(株式交換完全子会社)  
株式会社 IMG ホールディングス

(株式交換完全親会社)  
株式会社 ウエルディッシュ

2025年12月11日

## 株式交換に関する事後開示書類

(株式交換完全子会社)

大阪市淀川区西中島5丁目14番5号  
株式会社IMGホールディングス  
代表取締役 安井 浩倫

(株式交換完全親会社)

東京都港区白金台5丁目18番9号  
株式会社ウェルディッシュ  
代表取締役 小松 周平

株式会社ウェルディッシュ（以下「ウェルディッシュ」といいます）は、株式会社IMGホールディングス（以下「IMG」といいます）との間で、2025年10月14日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）に基づき、2025年12月11日を効力発生日として、ウェルディッシュを株式交換完全親会社とし、IMGを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年12月11日

#### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

##### (1) 差止請求手続について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定に従い、IMGに対して本株式交換の差止請求をした株主はいませんでした。

##### (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

IMGは、会社法第785条第3項の規定により、2025年11月19日付で、IMGの株主に対し、本株式交換を行う旨及び株式交換完全親会社であるウェルディッシュの商号及び住所を通知いたしましたが、所定の期間内に、会社法第785条第1項の規定に従い、IMGに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

##### (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、ウェルディッシュに対して本株式交換の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

ウェルディッシュは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2025 年 11 月 21 日付で、ウェルディッシュの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社である IMG の商号及び住所並びに買取口座を公告いたしましたが、所定の期間内に、会社法第 797 条第 1 項の規定に従い、ウェルディッシュに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により、株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 1,064 株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ウェルディッシュは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2025 年 11 月 27 日の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) IMG は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 11 月 27 日の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ウェルディッシュは、本株式交換に際して、本株式交換によりウェルディッシュが IMG の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の IMG の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する IMG の普通株式 1 株につき、ウェルディッシュの普通株式 5,639 株の割合をもって割当交付いたしました。これによりウェルディッシュが割当交付した普通株式の合計は、5,999,896 株です。

(4) 本株式交換により増加したウェルディッシュの資本金及び準備金は以下のとおりです。

- a. 資本金の額 : 会社計算規則第39条に従い、ウェルディッシュが別途定める額
- b. 資本準備金の額 : 会社計算規則第39条に従い、ウェルディッシュが別途定める額
- c. 利益準備金の額 : 0円

以上